

新旧対比表「被保険者証管理規程」(一部改正)

現 行	改 正 後	備 考
第1条～第7条 略 [変更なし]	第1条～第7条 略 [変更なし]	○被保険者証(カード)の無効 処理方法の変更
<p>(無効証および廃棄処分)</p> <p>第8条 健康保険被保険者資格喪失等の事由により返納された被保険者証または書損となった被保険者証は<u>組合印部分に穿孔処理</u>を行った後、廃棄するものとする。</p> <p>2. 被保険者証の廃棄は、常務理事の決裁を経て処分するものとする。</p>	<p>(無効証および廃棄処分)</p> <p>第8条 健康保険被保険者資格喪失等の事由により返納された被保険者証または書損となった被保険者証は<u>組合印部分に無効表示</u>を行った後、廃棄するものとする。</p> <p>2. 被保険者証の廃棄は、常務理事の決裁を経て処分するものとする。</p>	
	<p>附則 2022(令和4)年3月1日から改正実施する。</p>	

以上

新旧対比表「健診等補助金支給規程（別表）」（一部改正）

現 行					改 正 後					備 考		
被保険者 (1) 生活習慣病健診 略 [変更なし]					1. 被保険者 (1) 生活習慣病健診 略 [変更なし]							
(2) がん検診					(2) がん検診・ <u>脳ドック</u>					○脳腫瘍、脳卒中のスクの早期発見のため脳ドックの受診を追加するもの。 ○委託業者の変更による胃がんリスク検査、大腸がん検査の受診機関の変更。		
健診項目	対象		委託機関	補助対象	実施時期	健診項目	対象		委託機関		補助対象	実施時期
	被保険者期間	年齢					被保険者期間	年齢				
○子宮頸がん検診 ※2年に1回受診推奨 ※子宮体がん検診、自己採取の子宮頸がん検診は補助対象外	3年以上	満20歳以上の女性	事業主の指定する健診機関	全額補助	事業主が定める時期	○子宮頸がん検診 ※2年に1回受診推奨 ※子宮体がん検診、自己採取の子宮頸がん検診は補助対象外	3年以上	満20歳以上の女性	事業主の指定する健診機関		全額補助	事業主が定める時期
	3年未満	満20歳以上の女性	事業主の指定する健診機関以外で受診	補助金限度額 4,500円(税別)	受診：10月末 申請：12月末		住民健診 [注4]	全額補助	受診：市町村により異なる 申請：2月末			
○乳がん検診 ・マンモグラフィ、超音波エコー検査 ※2年に1回受診推奨 ※マンモグラフィ・超音波エコー検査両方受診の場合は、マンモグラフィのみ補助対象	3年以上	満35歳以上の女性	事業主の指定する健診機関	全額補助	事業主が定める時期	○乳がん検診 ・マンモグラフィ、超音波エコー検査 ※2年に1回受診推奨 ※マンモグラフィ・超音波エコー検査両方受診の場合は、マンモグラフィのみ補助対象	3年以上	満35歳以上の女性	事業主の指定する健診機関	全額補助	事業主が定める時期	
	3年未満	満40歳以上の女性	事業主の指定する健診機関以外で受診	補助金限度額 6,000円(税別)	受診：10月末 申請：12月末		住民健診 [注4]	補助金限度額 6,000円(税別)	受診：10月末 申請：12月末			
○胃がんリスク検査 ・ピロリ菌検査、ペプシノゲン検査	3年以上	満35歳	事業主の指定する健診機関	全額補助	事業主が定める時期	○胃がんリスク検査 ・ピロリ菌検査、ペプシノゲン検査	3年以上	満35歳	事業主の指定する健診機関	全額補助	事業主が定める時期	
		※会社指定の健診機関で当該検査が受検できない希望者	健保組合の委託機関 [注5]	全額補助 [注6]			※会社指定の健診機関で当該検査が受検できない希望者	事業主の指定する健診機関以外で受診	全額補助			

現 行						改 正 後						備 考
健診項目	対象		委託機関	補助対象	実施時期	健診項目	対象		委託機関	補助対象	実施時期	
	被保険者期間	年齢					被保険者期間	年齢				
○胃部X線検査 (直接)	3年以上	満40歳以上	事業主の指定する健診機関	全額補助	事業主が定める時期	○胃部X線検査 (直接)	3年以上	満40歳以上	事業主の指定する健診機関	全額補助	事業主が定める時期	
	3年未満	満40歳以上	住民健診 [注4]	全額補助	受診：市町村により異なる 申請：2月末		3年未満	満40歳以上	住民健診 [注4]	全額補助	受診：市町村により異なる 申請：2月末	
○大腸がん検査 ・便潜血反応 (2回法)	3年以上	満40歳以上	事業主の指定する健診機関	全額補助	事業主が定める時期	○大腸がん検査 ・便潜血反応 (2回法)	3年以上	満40歳以上	事業主の指定する健診機関	全額補助	事業主が定める時期	
	3年未満	満40歳以上	健保組合の委託機関 [注5]	全額補助 [注6]	健保組合が定める時期		3年未満	満40歳以上	住民健診 [注4]	全額補助	受診：市町村により異なる 申請：2月末	
○前立腺PSA検査	3年以上	満50歳以上の男性	事業主の指定する健診機関	全額補助	事業主が定める時期	○前立腺PSA検査	3年以上	満50歳以上の男性	事業主の指定する健診機関	全額補助	事業主が定める時期	
○肺がん自己検診 ・喀痰細胞診検査	被保険者資格を有するもの	満40歳以上 ※喫煙指数(1日の喫煙本数×喫煙年数)が400以上 または6ヵ月以内に血痰のあった者	健保組合の委託機関 [注5]	全額補助 [注6]	健保組合が定める時期	○肺がん自己検診 ・喀痰細胞診検査			【削 除】			
○脳ドック			【新 設】			○脳ドック	3年以上	満40歳以上	事業主の指定する健診機関 [注5]	補助金限度額 10,000円	事業主が定める時期	

[注4] 住民健診：市町村が主体となり医療機関に委託（受診条件は各市町村により異なるため詳細は市町村へ問い合わせください）

[注5] 健保組合の委託機関：株式会社メスブ・コーポレーション（メスブ細胞検査研究所）

[注6] 検体返送最終締切日までに返送がない場合や検体を採取せずに返送した場合は、器具代は自己負担（給与控除）

[注4] 住民健診：市町村が主体となり医療機関に委託（受診条件は各市町村により異なるため詳細は市町村へ問い合わせください）

[注5] 事業主の指定する健診機関（事業主の行う定期健康診断の実施機関）が脳ドックを実施していない場合に限り、他の医療機関での脳ドックの受診も補助対象

現 行					改 正 後					備 考
2. 任意継続被保険者・被扶養者					2. 任意継続被保険者・被扶養者					○配偶者健診の実施内容の拡充。
健診項目	対象[注1]	委託機関	補助対象	実施時期	健診項目	対象[注1]	委託機関	補助対象	実施時期	
○基本検査（家族健診）[注2]	満35歳以上の被扶養配偶者または、満40歳以上の任意継続被保険者および被扶養者	健保組合の委託機関 [注3]	全額補助	受診地域・機関により異なる (7月～翌年2月下旬頃)	○基本検査（家族健診）[注2]	満35歳以上の被扶養配偶者または、満40歳以上の任意継続被保険者および被扶養者	健保組合の委託機関 [注3]	全額補助	受診地域・機関により異なる (7月～翌年2月下旬頃)	
○乳がん検診（女性） ※西暦奇数年に実施	満35歳以上の被扶養配偶者				○乳がん検診（女性） ・マンモグラフィ、超音波エコー検査 ※2年に1回受診推奨 ※マンモグラフィ・超音波エコーはいずれか一方のみ					
○子宮頸がん検査（女性） ※西暦偶数年に実施					○子宮頸がん検査（女性） ※2年に1回受診推奨 ※子宮体がん検診、自己採取の子宮頸がん検診は補助対象外					
○大腸がん検査 ・便潜血反応（2回法）	【新 設】				○大腸がん検査 ・便潜血反応（2回法）	満40歳以上の被扶養配偶者				
○大腸がん自己検査 ・便潜血反応（2回法）	満40歳以上の被扶養配偶者	健保組合の委託機関 [注4]	全額補助 [注5]	健保組合が定める時期	○大腸がん自己検査 ・便潜血反応（2回法）	【削 除】				
○肺がん自己検診 ・喀痰細胞診検査	満40歳以上の被扶養配偶者 ※喫煙指数（1日の喫煙本数×喫煙年数）が400以上または6ヵ月以内に血痰のあった者				○肺がん自己検診 ・喀痰細胞診検査	【削 除】				
○特定健康診査 [注6] ※申込者に「集合契約B」の受診券を配布	満40歳以上の任意継続被保険者および被扶養者 ※受診時期に40歳あるいは75歳になる者を含む	都道府県代表保険者との集合契約医療機関	全額補助	国が定める期間	○特定健康診査 [注4] ※申込者に「集合契約B」の受診券を配布	満40歳以上の任意継続被保険者および被扶養者 ※受診時期に40歳あるいは75歳になる者を含む	都道府県代表保険者との集合契約医療機関	全額補助	国が定める期間	
[注1]年齢は受診年度の4月1日現在で判定、なお、受診年度の4月1日および受診日において当組合の加入資格を有すること。					[注1]年齢は受診年度の4月1日現在で判定、なお、受診年度の4月1日および受診日において当組合の加入資格を有すること。					
[注2]基本健診（家族健診）の項目：委託先との契約に基づく次の項目					[注2]基本健診（家族健診）の項目：委託先との契約に基づく次の項目					

現 行	改 正 後	備 考
<p data-bbox="152 172 996 252">質問票および医師による問診・診察、身長、体重、視力、BMI、腹囲、血圧測定、尿検査（糖、蛋白、潜血、ウレターゼン）、胸部X線（直接撮影法）、血液検査（貧血、肝機能、脂質、腎機能、糖代謝、心電図）</p> <p data-bbox="129 284 577 304">[注3] 健保組合の委託機関：（一財）京都工場保健会</p> <p data-bbox="129 309 875 330">[注4] 健保組合の委託機関：株式会社メスブ・コーポレーション（メスブ細胞検査研究所）</p> <p data-bbox="129 335 1003 355">[注5] 検体返送最終締切日までに返送がない場合や検体を採取せずに返送した場合は、器具代は自己負担</p> <p data-bbox="129 360 1003 411">[注6] 特定健康診査：「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号第1条）」に定める特定健康診査の項目</p>	<p data-bbox="1072 172 1917 252">質問票および医師による問診・診察、身長、体重、視力、BMI、腹囲、血圧測定、尿検査（糖、蛋白、潜血、ウレターゼン）、胸部X線（直接撮影法）、血液検査（貧血、肝機能、脂質、腎機能、糖代謝、心電図）</p> <p data-bbox="1050 284 1498 304">[注3] 健保組合の委託機関：（一財）京都工場保健会</p> <p data-bbox="1050 309 1912 360">[注4] 特定健康診査：「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号第1条）」に定める特定健康診査の項目</p>	
<p data-bbox="129 459 203 480">附 則</p>	<p data-bbox="1050 459 1124 480">附 則</p> <p data-bbox="1050 501 1946 571"><u>この規程は、2022（令和4）年4月1日から改正施行する。（健診項目、補助内容の見直し等ともなう変更）</u></p>	

以上

新旧対比表「会計事務取扱規程」（一部改正）

現 行	改 正 後	備 考
第1条～第5条 略 [変更なし]	第1条～第5条 略 [変更なし]	○法定帳簿等の電磁的記録による保存方法および訂正・削除の取り扱いを規定
<p>(帳簿の訂正及び削除等)</p> <p>第6条 帳簿の記載事項につき、訂正、挿入または削除をしようとするときは、その箇所に二線を引き、訂正の場合はその上位に正書して、もとの字をなお読み得るような字体を存置しておくようにしなければならない。</p> <p>2 前項により訂正及び削除等を行なった場合においては、その箇所に記帳取扱者の認印を捺さなければならない。</p>	<p>(紙で保存する帳簿の訂正及び削除等)</p> <p>第6条 帳簿の記載事項につき、訂正、挿入または削除をしようとするときは、その箇所に二線を引き、訂正の場合はその上位に正書して、もとの字をなお読み得るような字体を存置しておくようにしなければならない。</p> <p>2 前項により訂正及び削除等を行なった場合においては、その箇所に記帳取扱者の認印を捺さなければならない。</p>	
<p>(電子計算機組織を利用した経理処理)</p> <p>第8条 経理事務を電子計算機組織（小型の電子計算機及び端末機を含む。以下「電子計算機」という。）を利用して行う場合については、次の方法によらなければならない。</p> <p>(1) 経理事務を電子計算機により処理する場合、帳票の様式が大正15年10月25日内務省告示第160号に示す様式に沿っており、かつ記載方法が昭和2年6月25日付通ちょうによるものであるものについては、帳票に通し番号（ページ）を附して編綴したものをもって法定帳簿とする。</p>	<p>(電子計算機組織を利用した経理処理)</p> <p>第8条 経理事務を電子計算機組織（小型の電子計算機及び端末機を含む。以下「電子計算機」という。）を利用して行う場合については、次の方法によらなければならない。</p> <p>(1) 経理事務を電子計算機により処理する場合、帳票の様式及び記載方法が平成14年9月26日保保発0926002号によるものであるものについては、<u>電磁的記録により保存したものを「歳入簿」、「歳出簿」、「現金出納簿」、「一時借入金及び準備金繰替使用簿」及び「収支差引残高簿」（以下、法定帳簿等という）とする。</u> <u>ただし、出力し保存する場合は、帳票に通し番号（ページ）を附して編綴したものをもって法定帳簿等とする。</u></p>	
<p>(2) この法定帳簿とするものは、会計年度終了時において出力して作成したものとする。</p> <p>(3) <u>上記(2)の法定帳簿が作成されるまでの間、経理事務を適正に行うため、各月毎に、月末の締切処理が終了した時点で年度当初から、当該月分までの記載内容を出力す</u></p>	<p>(2) (1) <u>ただし書きの場合は、会計年度終了時において出力して作成したものとする。</u></p> <p>(3) <u>経理事務を適正に行うため、各月毎に、月末の締切処理が終了した時点で経理担当責任者の確認を受けるものとする。なお、(1)ただし書きの場合には、月末の締切処</u></p>	

現 行	改 正 後	備 考
<p>ることとし、<u>経理担当責任者の確認を受け、会計年度終了時まで法定帳簿として管理する。ただし、電子計算機の処理能力等により各月毎に当該月分までの記載内容を出力することが困難な場合には、当面、各月毎に当該月分のみ</u>の記載内容を出力し管理する。この場合の帳票についても、<u>通し番号を附して編綴するものとする。</u></p> <p>(4) <u>検査委員の検査等を随時に受けられるようにするため、必要に応じて、検査日等の直近の内容を記載した法定帳簿を作成できるよう措置するものとする。</u></p>	<p><u>理が終了した時点で年度当初から、当該月分までの記載内容を出力することとし、会計年度終了時まで法定帳簿等として管理する。ただし、電子計算機の処理能力等により各月毎に当該月分までの記載内容を出力することが困難な場合には、当面、各月毎に当該月分のみ</u>の記載内容を出力し管理する。この場合の帳票についても、<u>通し番号を附して編綴するものとする。</u></p> <p>(4) <u>監事監査等を随時に受けられるようにするため、必要に応じて、監事日等の直近の内容を記載した法定帳簿等を作成できるよう措置するものとする。</u></p> <p>(5) <u>電磁的記録により保存した法定帳簿等の記載事項につき、訂正、挿入または削除をしようとするときは、第6条の規定に関わらず、もとの記載事項を記録しておくとともに、訂正、挿入または削除をした者及び履歴を記録できるようにしなければならない。</u></p> <p>(6) (1) <u>以外の帳簿についても電磁的記録により保存した場合は、準ずる取扱いとする。</u></p>	
<p>第9条～第28条 略 [変更なし]</p>	<p>第9条～第28条 略 [変更なし]</p>	
<p>(収支日計表の作成) 第29条 出納担当者は、毎日の現金残高と帳簿残高を照合し、収支日計表を作成して<u>常務理事の認印を受けなければならない。</u></p>	<p>(収支日計表の作成) 第29条 出納担当者は、毎日の現金残高と帳簿残高を照合し、収支日計表を作成して<u>常務理事の確認を受けなければならない。</u></p>	
<p>第30条～第50条 略 [変更なし]</p>	<p>第30条～第50条 略 [変更なし]</p>	
	<p>附則 2022(令和4)年4月1日から改正実施する。</p>	

以上

新旧対比表「財産管理規程」（一部改正）

現 行	改 正 後	備 考
第1条～第13条 略 [変更なし]	第1条～第13条 略 [変更なし]	○法定帳簿等の電磁的記録による保存方法および訂正・削除の取り扱いを規定
(固定資産台帳) 第14条 固定資産を管理するため、固定資産台帳を設け整理するものとする。 2 固定資産台帳は施設ごとに1簿冊にとりまとめ、1物件1口座とし第3条に定める分類に基づいて作成するものとする。 3 略 [変更なし]	(固定資産台帳) 第14条 固定資産を管理するため、固定資産台帳を設け整理するものとする。 2 固定資産台帳は施設ごとにとりまとめ、1物件1口座とし第3条に定める分類に基づいて作成するものとする。 3 略 [変更なし]	
(固定資産台帳の記帳) 第15条(1)～(8)および(10)略 [変更なし] (9) 確認年月日・ <u>確認者印</u>	(固定資産台帳の記帳) 第15条(1)～(8)および(10)略 [変更なし] (9) 確認年月日・ <u>確認者</u>	
第16条 略 [変更なし]	第16条 略 [変更なし]	
(確認) 第17条 財産は毎年度1回以上台帳と照合し、その結果を明らかにするため台帳に確認年月日ならびに <u>確認者印の押捺を受けるものとする。</u> 2～3 略 [変更なし]	(確認) 第17条 財産は毎年度1回以上台帳と照合し、その結果を明らかにするため台帳に確認年月日ならびに <u>確認者を記録する。</u> 2～3 略 [変更なし]	
第18条～第46条 略 [変更なし]	第18条～第46条 略 [変更なし]	
	附則 2022(令和4)年4月1日から改正実施する。	

新旧対比表「システム等運用管理規程」（一部改正）

現 行	改 正 後	備 考
第 1 条～第 2 4 条 略 [変更なし]	第 1 条～第 2 4 条 略 [変更なし]	○法定帳簿等の電磁的記録による保存方法および訂正・削除の取り扱いを規定
<p>(データ等の消去及び電子媒体の廃棄)</p> <p>第 2 5 条</p> <p><u>情報システムで保有するデータ及び電子媒体に収録されたデータ</u>については、法令の定めた保存期間の間保存・管理するものとする。</p> <p>ただし、法令の定めがない場合については、以下の期間、保存・管理するものとする。</p> <p>(1) <u>情報システムで保有するデータは永年とする。</u></p> <p>(2) <u>電子媒体に収録されたデータについては文書保存規程を準用する。</u></p> <p>(3) <u>(1) のバックアップを目的としたデータは1 ヶ月とする。</u></p> <p>2～4 略 [変更なし]</p>	<p>(データ等の消去及び電子媒体の廃棄)</p> <p>第 2 5 条</p> <p><u>情報システム又は電子媒体で保有するデータ</u>については、法令の定めた保存期間保存・管理するものとする。</p> <p>ただし、法令の定めがない場合については、以下の期間、保存・管理するものとする。</p> <p>(1) <u>情報システム又は電子媒体で保有するデータのうち組合員の資格及び保険給付に関するものについては文書保存規程を準用する。</u></p> <p>(2) <u>情報システム又は電子媒体で保有するデータのうち会計事務取扱規程第 3 条並びに財産管理規程第 1 3 条及び第 1 4 条で定める帳簿及び台帳については文書保存規程を準用する。</u></p> <p>(3) <u>情報システム又は電子媒体で保有するデータのうち</u> <u>(1) 及び (2) 以外のものについては文書保存規程を準用する。</u> <u>(4) 電子申請に係る届出書データ、届出データ及び添付文書については文書保存規程を準用する。</u></p> <p>(5) <u>(1)、(2) 及び (3) のバックアップを目的としたデータについては1 ヶ月とする。</u></p> <p>2～4 略 [変更なし]</p>	
第 2 6 条～第 3 0 条 略 [変更なし]	第 2 6 条～第 3 0 条 略 [変更なし]	
	<p>附則</p> <p>2 0 2 2 (令和 4) 年 4 月 1 日から改正実施する。</p>	

以上

新旧対比表「経理事務電子計算機処理管理規程」（廃止）

現 行	改 正 後	備 考
	廃止	○「会計事務取扱規程」・「財産管理規程」・「システム等運用管理規程」の改正に伴い廃止
	附則 2022(令和4)年4月1日廃止。	

以上

新旧対比表「大同生命健康保険組合規約」（一部改正）

現 行	改 正 後	備 考
第1条～第34条 略 [変更なし]	第1条～第34条 略 [変更なし]	○健康保険組合連合会の軽微な文言を修正したことによる変更。
(常務理事およびその職務) 第35条 この組合に1名の常務理事をおき、理事会の同意を得て理事長が理事のうちからこれを指名する。 2 常務理事は、理事長を補佐し、常務を処理する。	(常務理事およびその職務) 第35条 この組合に1名の常務理事をおき、理事会の同意を得て理事長が理事のうちからこれを指名する。 2 常務理事は、理事長を補佐し、常務を掌理する。	
第36条～第57条 略 [変更なし]	第36条～第57条 略 [変更なし]	
附則	附則 (施行期日) この規約は、2022(令和4)年4月1日から施行する。(軽微な文言修正)	

以上